

男女共同参画会議  
基本問題・影響調査専門調査会  
第5回議事録

内閣府男女共同参画局推進課

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会（第5回）  
議事次第

日時：平成24年12月12日（水）18：00～18：50

場所：内閣府本府 地下講堂

1．開 会

2．「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画等の課題に係る  
議論の取りまとめ（案）について

3．閉 会

○山田会長

定刻となりましたので、ただ今から第5回「基本問題・影響調査専門調査会」を開催いたします。

本日は、岡田、岡本、勝間、中窪、藤谷、山川委員が御欠席のため、出席委員は9名となっています。

まず、事務局の人事異動により、別府審議官が着任されましたので、一言御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○別府審議官

別府と申します。一昨日の12月10日付で審議官を拝命させていただきました。

前職は政府広報室長ということで、広報面では男女共同参画に関して色々と協力してまいりました。

男女共同参画局の中で仕事をするのは全く初めてでございますけれども、官房長官秘書官のときに、ちょうど細田長官などが担当大臣で、国会で答弁するのをお手伝いしたり、あるいは連携会議やいろいろな場で鹿嶋先生とお会いしたりといったことはありました。

男女共同参画会議の前身の、と言いますか、総理府時代の会議の設置法を作ったり、あるいは男女共同参画局を作るときの総務課の担当であったりと、横からは見て参りましたので、これからは中に入って国の仕事として、一緒により良くしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山田会長

本日は、これまで女性の活躍促進ワーキング・グループで御議論いただき、整理いただいたものを、本調査会の議論の取りまとめとして整理したいと考えています。

それでは、早速議事に入ります。

ワーキング・グループの議論の取りまとめにつきましては、ワーキング・グループの座長である鹿嶋委員に説明をお願いしますが、まず、取りまとめの構成について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤井補佐

お手元のお配りしております資料1が取りまとめの概要（案）となっております。3枚物の紙です。そして、次に続きます資料2と書いてあるものが、その本体でございます。こちらの目次部分をご覧ください。

「はじめに」がありまして、「総論」部分と「各論」部分を分けて今回整理しております。

総論部分は、ポジティブ・アクションの考え方やポジティブ・アクションと憲法上の平等原則との関係について整理を行いました。

続きまして、各論部分は、「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」の課題等に基づきまして、行政分野、雇用等の分野、補助金分野、公共調達分野に分けて整理

を行いました。

また、取りまとめの背景等につきましては「はじめに」に整理いたしまして、「おわりに」の部分では、取りまとめのポイントについて整理しております。

そして、本体最後に関係する資料や委員名簿等を添付しております。御確認ください。

○山田会長

ありがとうございました。続いて、鹿嶋委員からお願いいたします。

○鹿嶋会長代理

私からは、女性の活躍促進ワーキング・グループで整理しました内容につきまして、資料1の概要に基づきまして報告をさせていただきます。

まず「1 議論の取りまとめに当たって」ですが、今回、なでしこ行動計画において検討することとされたポジティブ・アクションにかかわる課題等について、さらに法制的な観点からの具体的な検討を深めるため、本専門調査会で検討を行い、一定の整理を行いました。

私たちの問題意識としましては、2020年までに30%の指導的地位の女性をつくるという政策目標について、残された時間は大変少ないわけでございます。そうした中、男女共同参画社会の実現に向けて、世界的にはクオータ制を含めた様々なポジティブ・アクションの導入が進んでいるわけですが、私たちも穏健なポジティブ・アクションだけではなく、思い切ったポジティブ・アクションも必要ではないかといった問題意識の中で、この検討会を始めたわけです。

今から、その結果の概要を説明いたしますが、今回の検討結果を踏まえまして、社会全体において具体的かつ思い切ったポジティブ・アクションを実施し、男女共同参画社会の実現が加速されることを期待したいと思っております。そして、ここで議論の末にまとめた結果が政府並びに地方自治体の企業等に深く浸透していくことを委員の1人として切に願うものであります。

総論部分について、まず1ページの「2 総論」です。

ポジティブ・アクションと憲法上の平等原則の関係についてですが、ポジティブ・アクションを実施することは、実質的な意味での「機会の平等」を目指した合理的な区別であって、むしろ憲法第14条に定めた平等原則に沿うものであるという結論に達しました。

法律上、抽象的な「機会の平等」が認められていても、個々人が置かれている社会的な状況によって格差がかなり広がっているわけですから、機会の平等と言っても形式的なものにならざるを得ません。現実には個人の能力や努力によらない格差を生み出す場合があります、その意味で機会の平等が全員に等しく提供されているとはいいがたいわけです。

もともと男女が置かれている社会的な状況に格差が生じている場合、男女間で法的な処遇上の差別がなくても、それは形式的な平等に過ぎないので、新たに実質的な

平等に向けてのさまざまな取組が必要になるわけです。

以上のことを考慮しまして、社会構造的な格差がある場合、それが解消するまでポジティブ・アクションを実施するという事です。そのポジティブ・アクションが合理的であるためには、男女間で事実上の格差が存在することを証明し、かつ採用される手法が目的に照らして均衡のとれたものであるという2つの条件が必要になるわけです。

ポジティブ・アクションの今日的な課題として、ポジティブ・アクションの効果を担保するためには、方針を樹立した上で問題点を把握し、それを改善するための計画を作成して、実施、点検、見直しを行う、いわゆるPDCAサイクルを導入することも効果的であるという結論に達しております。

また、これまでの穏健的なポジティブ・アクションを中心とした取組では進展が見られていない状況があるわけで、今後、経済社会の活性化を図るという観点から、さらなる思い切ったポジティブ・アクションが必要であるという整理をいたしております。

2ページ、行政分野です。

行政分野の採用につきましては、第3次男女共同参画基本計画の目標に近づいています。例えば平成24年でいいますと、国家公務員採用試験I種事務系区分で見ますと、女性合格率が21.2%に対して、女性採用率が28.6%になっております。ということで、採用に関しては、法令でクオータ制の実施を義務づけることは難しいものの、登用については、係長級、本省の課長補佐、地方機関の課長級にかけて、女性管理職の比率が急速に減っております。そのような事情に鑑み、登用においてはポジティブ・アクションをより強化する必要があると私たちは考えました。

ポジティブ・アクションを強化する手法としては、採用・登用時におけるゴール・アンド・タイムテーブル方式を強化する方策があり、具体的には一定の割合の女性を確保した府省に対しては、定員や予算をインセンティブとして付与することは、個人への不利益ではなく、原則として許容されることと考えております。

また、ゴール・アンド・タイムテーブル方式の進捗を確実なものとするための方策として、目標未達成の府省に対しては、その理由等を報告・説明する義務を課すことも考えられるということです。

同時に、男女が同等の成績である場合には、女性を採用・登用するプラス・ファクター方式を一定の場合に導入することは可能であると判断し、整理いたしました。

次に3ページ、雇用の分野です。

女性のみを対象としたり、有利に扱ったりすることは、原則として女性への差別として禁止されており、男女の均等な機会・待遇確保の支障となっている場合のみ、特例的に認められています。具体的には女性社員が男性に比べ、相当程度少ない職務や役職です。そういう場面に法令でクオータ制を義務化した場合は、憲法上の平等原則や経済的自由権との関係で問題になると整理しています。企業の取締役への義務付けも、憲法上の私的財産権の制約に繋がって問題になりそうです。ではどうするかですが、ポジティブ

ブ・アクションをさらに進めるために、例えば企業における男女の採用・登用状況などを開示する「見える化」を図る、すなわち可視化を促進して、それらを外部からモニタリングすることが可能となる施策を実施する。あるいは、企業において、女性の採用・登用が進んでいない場合には、PDCA サイクル等の手法も参考にして、一層の取組が行われることを促進する。企業内部の女性の活躍促進については、PDCA サイクルを導入することによって、ポジティブ・アクションの手法とか程度等についての不断の見直しを行うことを促進する。また、公共調達要件として、一定の雇用におけるポジティブ・アクションの実施を設定する。そのようなことなどが考えられるというまとめ方にしています。

4 ページ、補助金の分野です。

補助金の分野では、社会保障分野や教育分野に多く見られるような義務的な補助金については、それがもっぱらナショナルミニマムを確保する観点から設けられているということに鑑みれば、男女が等しく利益を受けるものであって、そのような性格を持つ補助金には、女性のみを特別に厚くポジティブ・アクションを講ずることはなかなか難しいという考え方をしております。

奨励的補助金につきましては、男女間の事実上の格差が存在する場合に、当該補助金の執行に際してポジティブ・アクションを講じて男女間の格差縮小・解消に努めることは可能であって、男女共同参画社会の実現に向けた政策ツールの1つとして積極的に検討すべきであると整理いたしました。

個別的に補助事業においてどのようなポジティブ・アクションが許容されるかについては、ポジティブ・アクションの強弱とそれぞれの補助事業の目的における男女共同参画社会の形成とのかかわりの強弱とを二つの基準にして、両者の組み合わせで判断することが基本という整理をしております。

そのあたりは、今の説明だけではよくわからないと思いますが、資料の修正版に表が出ていて、色々と説明してあります。事務局、何ページでしたか。

○恩田調整官

19～21 ページです。

○鹿嶋会長代理

19、20、21 ページあたりに、今、申し上げた分類等が書いてありますので、それも参考にしながら、ご覧いただければと思っております。

次に、5 ページをお願いします。

公共調達の分野ですけれども、さらに地方公共団体における取組が地域の実情に応じて促進されるように、地方公共団体に要請すべきであるということです。

独立行政法人においても、公共調達における取組を進める必要があること。

地方公共団体では、地域住民の利益を最大にするために必要な政策として、優先調達等の措置を導入しているという例もあることから、国においても、企業における男女共

同参画等への積極的な取組を促す観点から、引き続き新たな立法措置を含めた検討が必要であると考えております。

今後の課題としては、社会的なコンセンサスが得られるような、男女共同参画等に積極的に取り組んでいる企業の基準づくり、さらにあわせて、大企業から適用するのか、基準は業種ごとに異なるものにするのか等の様々な整理が必要であるとしております。

私からは以上です。冒頭の繰り返しになりますが、この取りまとめを、ぜひとも政府、地方自治体、企業が深く受け止めていただいて、実効性あるものにしていただければと思いつつ、話を終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

○山田会長

ありがとうございました。

本当に短期間でこのような充実したものをまとめられて、本当に感服いたしました。

ワーキング・グループの議論の取りまとめの内容は、これまで4回にわたり、委員の皆様方が御熱心に議論を積み重ねていただいた結果が集約されているものと考えます。

これからは意見交換の時間にしたいと思います。どなたでも結構ですので、御意見がある方はお願いします。榊原委員、どうぞ。

○榊原委員

ありがとうございます。

短期間での精力的な取りまとめ、委員の皆さんもそうなのですが、事務局の方も御苦労様だったと思います。

前回の議論、意見をうまく汲み取ってくださって、いくつか手直しをしてくださった点について感謝しています。資料をつけてくださったことや、色々な構成のところなど了解しております。ありがとうございました。

その上で、改めて最後にさっと通して読んだときに、小さい表現なのですが、1点違和感が残っているところがあります。本文の6ページ目の真ん中よりちょっと上あたりなのですが「ポジティブ・アクションの中でも最も厳格な手法で男性に過度な負担を負わせるものであるため」とあるところや、9ページのところも同じような文脈で、(1)の次に続くパラグラフの冒頭のセンテンスなのですが「国家公務員の採用・登用において、クオータ制を法令で義務付ける場合、男性に過度の負担を負わせることになり」とある、この「過度な負担」というところは、男性に負担を負わせるという客観的な事実において、そうだろうと思うのですが、この「過度」という表現が私にはちょっと違和感が残りましたので、全体は了解なのですが、ちょっと申し上げたくなったということです。

というのは、現状の理解が、少なくともここのメンバーの中では、公平・公正な状況になっているとは認識されていなくて、同時に、国際社会の中においては、達成すべき公正・公平な状況というものに到達していないから議論しているのに、それを改善する

ための措置が過度な負担を一方に負わせているという表現でいいのかと思いました。それでいくなれば「現状が男女平等という憲法のある民主主義の社会の中で、一方の性である女性に過度な負担を強いているから、こうこうこういうことをすると今度は男性の方に過度な負担が」という文脈ならいいのですけれども、現状認識にそういうものが特にきちんと入っているわけではないときに、男性の負担のところに「過度な」「過度な」と何度も出てくるところが本当に必要な、強弱の度合いまで入れることが必要なのかと思ひまして、例えば「過度な」を取ることでか、もしくは何か言及するにしても「一定の負担を」というような表現にできないのか。さもなくば、さっとこの文章だけを読んだ人たちは、ここの議論に参加した人たちの現状の認識が、今の状況はそんなにも問題はなくて、ポジティブ・アクションのようなことをすると、一方の性に過度な負担を負わせるという共通認識に立っている人たちなのかしらという印象を与えかねないのではないかということが危惧されたので、ちょっと申し上げたくなりました。

○山田会長

ありがとうございます。辻村委員、関連ですか。

○辻村委員

関連です。私も全く同じことに気がつきました。

6 ページ目と9 ページ目のところに、特に「男性に過度な負担を」と書いてありまして、ここで初めて「男性」が出てくるのです。ところが、ずっと通して読みますと、この前後には別に女性に対するポジティブ・アクションという限定をしておらず、非常に客観的・抽象的にポジティブ・アクションというのは一方の性に対してクォータ制を入れると、他方の性に対して逆差別の危険が及ぶこともあるという一般論を述べているところなのです。

ところが、ここで初めて突然に「男性に過度な負担」という言葉が出てきて、これは色々修正してきました中で、残ってしまったところだと思います。

ここは、まず「男性に」というところを「一方の性に」などと抽象化して述べる必要があるだろうと思ひました。

それから「過度な負担」のところも、確かにクォータ制で義務づけると、一方の性、例えば女性に対しての割当制をとると、他方の性である男性に対して問題が起こる場合があるということなのですね。「負担」という言葉が必ずしも適切ではないのではないかと思います。

他方の性に逆差別等の問題を生じさせる可能性があるということで、そのことがわかるような表現に改めた方が良く思ひます。

○山田会長

ありがとうございます。他に関連して、御意見はありますか。

では、鹿嶋座長、その点に関してはいかがでしょうか。

○鹿嶋会長代理

今日の議論は、紛糾するまでやるつもりはありません。ですから、預からせていただいて、座長と座長代理と山田会長と事務局で相談させてください。後でどのようにしたかは、皆様方にきちんと知らせるようにいたしますので、御理解いただければと思います。

○山田会長

では、2点ですね。6ページと9ページにある「男性に過度を」というところを「男性だけ」というと誤解を招き、また「過度」というと誤解を招くということで、この2点について、私、会長と鹿嶋座長、辻村男女共同参画委員で預からせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山田会長

では、お願いいたします。他に御意見等がありますでしょうか。

○辻村委員

ないようでしたら、1点。

○山田会長

辻村委員、どうぞ。

○辻村委員

平成24年2月に当専門調査会では、政治分野、その他のポジティブ・アクションに関する報告書を提出しております。この報告書と今回の取りまとめとの関係について、相互に矛盾があってはいけないと思うのですが、2月の報告より、経済分野その他について検討を深めたという理解でよろしいのでしょうか。それで政治分野や学術分野以外の重なっているところについては、相互に矛盾はしないという理解でよろしいですね。

○山田会長

多分、1回出された専門調査会の報告書自体は、特に修正されるところが生きていると私は理解しております。これはまた一部分について詳しく進めたという理解でいるのですが、恩田調整官、いかがでしょうか。

○恩田調整官

最初のワーキング・グループにおいて、平成17年のときのポジティブ・アクション研究会の報告書と、平成24年2月の基本問題・影響調査専門調査会の報告書については、資料として提出し、そこについては一定整理をさせていただき、この上に立って新たな論点についてやっていくということで、皆様方で共有させていただいているつもりでございますので、まさに今、山田会長が仰ったとおりです。ただ、今回の報告書には2月の報告書からさらに進めて、今日的な課題とかも踏まえて付け加えようという形で整理をさせていただいているところでございます。

○辻村委員

ありがとうございました。

その問題を踏まえまして、用語で1点気になりましたのは、9ページの行政分野で3行目以降、ずっと「成績主義」という言葉が使われています。これは国家公務員法第33条の能力の実証に基づいて行うということに基づいているのですが、2月の報告書では「能力主義」という言葉でまとめてきておりまして、2月のときには行政分野と学術分野について、両方とも能力主義に反する規定があるということで進めていたと思います。

同じ専門調査会が出します報告書の中で、原理原則に関わるところで用語が違ってきますと、全く違うものを議論しているかのようなニュアンスになると思いますから、これは2月の報告書で言っている「能力主義」というものと同じだということを表した方がよろしいかと思います。これは第1回の報告のときから、行政のところは「成績主義」でいくということになっていたのでしょうか。そうすると、学術分野の方だけは「能力主義」という理解だったのでしょうか。

○恩田調整官

前は恐らく、ポジティブ・アクションにおけるスティグマとの関係等で問題になることもあり、学術の分野と公務員の分野で、広くあわせて「能力主義」と使わせていただきましたけれども、今回は公務員の採用・登用だけの問題だったものですから、国家公務員法で言われているいわゆる成績主義の原則と平等取扱いの原則に照らしてどうかということで議論させていただいたという経緯でございます。前回整理したいわゆる能力主義と同じものだと考えています。

○辻村委員

そうですね。これはもしどこか注がつけられるのであれば、2月の報告書においては、このように論じていると明記した方がよろしいですね。

○鹿嶋会長代理

しかし「成績主義（能力主義）」というのもちょっとおかしいですね。

○恩田調整官

注記にいたしますか。

○鹿嶋会長代理

注記でやるしかないですね。

○辻村委員

注記の方が良いですね。「能力主義として2月の報告書で論じてきたものである」と。

○山田会長

「能力主義」というとすごく一般的で、「成績主義」というのは能力の1つの側面だと思いますので、そのような形で注記をするという方向で修正したいと思います。こちら私も私と鹿嶋座長で預からさせていただきます。

他にありませんでしょうか。

では、本日は最終日でございますので、委員の皆様からお一人1、2分で結構ですの

で、もちろん男女共同参画への思いでもいいですし、この報告書に関する強調点でも構いませんので、御発言をいただければ幸いに思います。

辻村委員から、よろしく願いいたします。

○辻村委員

私は以前にも発言させていただきましたけれども、2003年からのポジティブ・アクション研究会から、この問題に関わらせていただいております、もう10年経ちましたことに非常に感慨深いものを覚えております。

そして、前にも発言しましたがけれども、2005年の第2次計画で2020年30%という目標が閣議決定になり、そして2010年の第3次計画で、ポジティブ・アクションについて、喫緊の課題ということで、かなり詳細に検討する土壌ができ、そして今回及び2月の報告書で具体的な検討ができたことを大変望ましく思っております。

願わくは、前も発言しましたがけれども、今回、さらに具体的な政策案が提示されて、これが憲法違反かどうかという議論であればもっと良かったと思っております。今回もまた2003年のときと同じように、非常に抽象的なレベルで、どういうものだったら憲法違反であるかという議論をした。それに留まってしまったために、今後実際にこれが具体化できるかどうかという課題が残ったと思います。

従いまして、今後はこの報告の取りまとめを踏まえて、具体的な政策論あるいは政策プランにぜひ結びつけていただきたい。これを何らかの形でそれぞれの分野で実現していただくことを切に願っております。

以上でございます。

○山田会長

上村委員、お願いします。

○上村委員

関西学院大学の上村です。

すみません、1回だけ大学の事情がありまして欠席させていただきました。

このような報告書をまとめていただいたことに対して、本当に感謝いたします。最後の方に資料等もついておりまして、非常にわかりやすいものになっているのではないかと思います。

私自身、この議論に初めて加えさせていただいて、一番驚いたことは、地方でできていて、国でできないことがあるということです。国が遅れている部分で、地方が先進的だというのは、本当に改善しないといけない部分だと思います。

もう一つは、タイトルとしては「女性の活躍促進による経済活性化」ということで、この問題意識はどうかというものはあるのですが、今後、経済成長率が非常に厳しくなっていく日本においては、この分野で女性がどんどん活躍していくことは、本当に近々の課題だと思います。財政的に余力が非常に乏しい日本において、いかに資源を有効活用するか。女性を資源だと考えるのはどうかという問題はありますけれども、経済学

でいう資源をいかに効率的に活用するかというのは非常に大事なポイントだと思います。

今、辻村委員が言われたように、具体的なところに踏み込めなかったというのは、一つ大きなポイントだと思います。規制緩和も同じなのですけれども、個別論点でやっていかないと具体化しないというのが基本的な話ですので、そういうところに踏み込めればよかったのではないかと思います。これは今後の課題ということだと思います。

以上です。

○山田会長

碓井委員、お願いします。

○碓井委員

ただ今の御発言とも関係するのですけれども、現在は国土交通省ですか。最初に入ったときは建設省の中央建設業審議会というものに入っていたのですが、その場合には、建設省及び国土交通省自体が建設工事の現在の地方整備局等の契約をたくさん抱えているわけです。中央建設業審議会で議論した事柄というのは、それを支えている事務局は国土交通省でありますから、そのまま地方整備局に流されていく。あるいはまた、いわゆる施行というのもやりやすかったと思うのです。

それに対して、今回の議論を伺っていて、やはり内閣府というものの苦労というか、例えば内閣府で今日の議論に出ている補助金や公共調達を自らのところで実験しようと思ったり、あるいは率先して案を示そうとしたりしても、それは多分規模的にはほとんどわずかなもので、その難しさというのを痛感いたしました。

○山田会長

ありがとうございます。加藤委員、お願いします。

○加藤委員

取りまとめに至るまでのワーキングの先生方、事務局の皆様方に感謝申し上げたいと思います。

私からは、これからについて何点かお願い申し上げたいと思います。

次期参画会議の体制で、この「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」について、以下の観点からフォローアップをぜひお続けいただきたいと思います。4点申し上げます。

1点目は、この行動計画において、各府省庁で検討すべきことが具体的にどうなっているのか。2点目は、取組が不十分な府省庁があれば、是非ねじを巻いていただきたいと思います。3点目は、取組が不十分であることが、何か課題があるためであれば、調査会で検討していただきたいと思います。最後、4点目は、さらなる取組はないのかも、調査会でぜひ検討をしていただきたいと思います。女性が活躍すれば、それを見た次の世代が、自分も頑張ろうとそれに続く、そういう好循環をつくっていきたいと考えております。

この「女性の活躍促進による経済活性化」の動きが、今後とも続き、さらに発展をしていくようにして欲しいと思います。

以上でございます。

○山田会長

ありがとうございます。榊原委員、お願いします。

○榊原委員

こんな短時間で、議論がどういう取りまとめになるのだろうかと思っていましたら、今回のこの取りまとめ、特に憲法との関係、補助金のところが具体的に整理していただいたこと等、具体的な成果というものも一定示せたのではないかと私は評価しています。

この概要の紙などは大変わかりやすくまとめてあることも、事務局の方に感謝したいと思います。

今後のことなのですが、当初予定では、なでしこ行動計画の中で工程表をつくり、その中に今回のこの議論の整理も入れ込んでいく予定だったと聞いています。工程表をつくる、つくらないは、恐らく選挙後の政権の意思にかかってくるのかもしれませんが、どういう政権の構成になろうとも、「2020年に30%」という目的は、政権をまたいだ共通の政府目標であったはずですので、必ず新しい政権にも、ここまでの議論の進捗はできているし、元々の政策のゴールに向かって進めていかなければならないものであると、きちんとインプットをしていただきたい。その上で、こうした論点の整理はできたのだから、実施計画を政権としてつくるようにという声があったということも伝えていただけたら嬉しいなと思いました。

その上で、今、ちょうど選挙を目前にしたような段階で事務局の方に伺っておきたいなと思っているのが、今回いろいろな専門の研究者の方たちと一緒に議論をして、見解を整理できたというこのまとめが、今後、政府内で、特に政府関係の方の整理でしたので、どんな効力を持ち得るのかなのかという議論の取りまとめの効力について、伺っておきたいと思います。

○山田会長

では、質問として受け取らせていただきます。

今、言ってもらえますか。よろしくお願いします。

○恩田調整官

この専門調査会で御議論いただいて、取りまとめたものにつきましては、先ほど言ったなでしこの工程表については、今、取りまとめは未定でございますので、どうなるかということはありませんけれども、少なくとも男女共同参画会議には報告をし、その男女共同参画会議の中で、今後どういったプロセスでやっていくのかということを決めることとなるかと思います。会議は、他の関係閣僚の方たちも入っているところがございますので、そのところでどういう方向に進んでいくのかということが決まることになるのではないかと考えているところでございます。

○山田会長

ありがとうございます。では、巻委員、お願いします。

○巻委員

私は初めてこうした実践的な問題に関わらせていただいたのですけれども、様々な分野の方々といろいろと議論することができまして、大変勉強させていただきました。

今回、「思い切ったポジティブ・アクション」ということで、クオータ制に焦点が当たっておりましたが、憲法的にはなかなか難しいということがございます。ですが、現行より強いポジティブ・アクションは可能ですので、まずは、それらを積極的に導入していただければと考えております。

以上です。

○山田会長

ありがとうございます。山本委員、お願いします。

○山本委員

私は今回、主には補助金の分野と公務員の分野について報告をさせていただきました。補助金に関して申しますと、先ほどからお話がありますように、具体的な素材を特定して議論するというものではなかったものですから、非常に苦勞いたしました。ここで一応考え方の筋道を示すことはできたと思いますので、ぜひ大胆にいろいろな工夫をして、補助金を男女共同参画のために活用していただきたいと思います。

考え方の筋道の細かいことが色々と書かれておりますが、要はかなり大胆に色々なことができる、一言で言ってしまうとそういうことですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、公務員の分野に関しましては、色々と難しい問題もあるのですけれども、やはり女性にとって魅力のある公務員の職場、あるいは管理職は非常に少ないということですが、管理職にすることが国の意思決定のあり方をよい方向に持っていくのだというのを意識して、ぜひこちらの方も進めていただきたいと思います。

ここから先は、この場のミッションではないのですが、もう一つ申しますと、学生などを見ておきますと、特に国家公務員の職自体の魅力が非常に低下しているように思っています。実は、これは男女共同参画の問題と並んで極めて今後深刻な問題だと思いますので、ぜひこの点も何らかの工夫等をしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山田会長

ありがとうございました。

本日の本調査会の議論は、色々と修正の御意見もありましたが、私の方で一旦引き取らせていただきたいと考えております。いただきました御意見に関しましては、鹿島会長代理とも相談しながら対応することで、私に一任をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山田会長

ありがとうございます。

では、本調査会の取りまとめ内容につきましては、先ほど恩田調整官から言われたように、男女共同参画会議に報告することにいたします。よろしくお願い申し上げます。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。他に何かありますでしょうか。

では、ちょっと時間がありますので、私も多少述べさせていただきます。

本当に、山本委員から、とにかく今でもやろうと思えばやれるという非常に力強い言葉をいただきました。ぜひ内閣府からも働きかけて、とにかくできることでも今すぐやっていただけるように働きかけていただければ幸いに存じます。

ただ、山本委員から、公務員の魅力がなくなっていると仰いましたけれども、日本企業も果たして魅力があるかということが学生の間からも言われております。現在、私が調査しているのは、特に若い女性にとって働きにくい日本社会から飛び出て、海外に行って活躍する女性が非常に増えている。私がインタビュー調査をする中で、女性差別もなく、年功序列的などころもなく、能力が本当にいきいきと発揮でき、というように、むしろ成功しているからそういう風に言う人たちだと思っております。そういう状況が出てきています。

基本問題・影響調査専門調査会報告書にも、今、女性が海外に流出する人数がどんどん増えてきているということも書かせていただきました。ポジティブ・アクションだけではありませんが、日本社会の本当に日本社会、経済を、復活と言ったらまずいですがね、より一層発展させるためには、女性の活躍というものが不可欠だという思いは、多分皆さんがお持ちだと思っております。報告書が、そのための一助になれば幸いですと私も感じております。どうもありがとうございました。

今回、検討することとされた課題等につきましては、議論の取りまとめをもって、一応整理できたものと考えており、本日の専門調査会での整理をもって終了したいと考えております。

従いまして、現在、本調査会に設置しています「女性の活躍促進ワーキング・グループ」は廃止することといたします。

本当に短い間、インテンシブな議論をどうもありがとうございました。

では、最後に清水府審議官から、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○清水府審議官

それでは、私より一言お礼かたがた、御挨拶を申し上げたいと思っております。

今年の9月にこの調査会に「女性の活躍促進ワーキング・グループ」を設置していただき、先生方にそれぞれの御専門の立場から、大変集中的かつ熱心に御議論をいただきまして、本日取りまとめをしていただきました。短時間にもかかわらず、大変示唆の富

んだ取りまとめ整理を行っていただきまして、誠にありがとうございます。

今後は、今日も色々と御指摘がありました。今回整理いただきました内容を踏まえまして、政府において具体的かつ思い切ったポジティブ・アクションを進めていきたいと考えておりますので、先生方におかれても、引き続き御協力を賜りたいと思います。

なお、先生方の委員としての御任期でございますが、来年1月で満了ということでございます。これまで誠にありがとうございました。次期委員の任命につきましては、御賢察のとおり、諸般の事情によりまして、少し間が開く可能性もございますが、本日整理をいただきました内容につきましては、次の男女共同参画会議に御報告したいと考えております。

最後になりましたが、取りまとめに当たりまして、山田会長、鹿嶋会長代理、ワーキング・グループの辻村座長代理をはじめ、委員の皆様方には大変お世話になりましたことにつきまして御礼を申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○山田会長

どうもありがとうございました。事務局から連絡事項とかありますでしょうか。

では、これで本日の「基本問題・影響調査専門調査会」を終わります。

これまでの議論の取りまとめにおきまして、委員の皆様には本当に大変御協力をいただきまして、ありがとうございました。これで終わります。